

	生物多様性基準	第 05 版
---	---------	--------

付録 3

生物多様性に関する国際要件

目的

ロシア連邦、レンダーおよびステークホルダーの要求に従って、生物多様性に関し、サハリンエナジーが公式に適用している国際基準および他の要件を定義すること。

この文書は、運用データおよび、必要な場合は改訂された基準を基に検討されなければならない。

対象者

- 管理者
- HSE 専門家

要件

サハリンエナジーは、次のような、国際的に認知された基準、条約およびその他の要件（例外、特例、不一致に関しては「談話」のところで言及する）に従わなければならない。

この文書は 3 部構成である：

パート 1：移動種

パート 1 は、ロシアが既に批准している、いくつかの環境に関する国レベルの条約、合意に対する談話である。ロシアの法律の順守義務が最優先されるが、サハリンエナジーは、民間団体にも適用可能であり、合理的な努力を駆使することによって現実的にそれらの団体にも実行可能な、パート 1 で詳述されているような事例において、これらの条約の精神（それらの条約で示された期限内に限り有効）に従う。これらの条約および合意とは以下である。

- 「移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）、1979」およびアフリカ・ユーラシア水鳥条約およびヨーロッパにおけるコウモリの保全に関する協定。

パート 2 は、ロシア連邦が批准し、サハリン 2 プロジェクトに適用されるとみなされる国際条約と合意の一覧を提供する。共通条項同意の下、HSE 文書および社会的法律に従う義務を負うということは、HSE の条項および、民間団体に適用されるロシアの法律やプロジェクトの文書に列記された社会的国際条約に従う義務を負うことを意味する。

パート 3 は、生物多様性に関連して適用可能なその他の国際要件の一覧である。

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3	第 05 版	複写規制なし	ページ 1 / 6
-----	----------------------------------	--------	--------	--------------

	<p>生物多様性基準</p>	<p>第 05 版</p>
--	----------------	---------------

パート 1 : 移動種

国際基準およびガイドライン		談話
<p>1979 年の「移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）」およびその補足協定である「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定」と「ヨーロッパのコウモリの保全に関する協定」。</p> <p>この条約は 1972 年、ストックホルムで開催された国際連合の「人間と環境」会議の勧告で提起され、1983 年 11 月に施行された。現在のところ 114 団体（2011 年 3 月現在）の加盟があり、そこにはヨーロッパの主要な国々と同様 EU も、更に、多くのアフリカ諸国および、南アメリカ、アジア、オセアニアも存在を増している。</p> <p>ボン条約の目的は、特定のグループ種の関係国（Range States。この用語は、種の分布範囲の一部に管轄権を行使する国を表すのに使われる）に含まれる国との国家的取組と国際的同意を通じて、絶滅のおそれのある移動種の状態を改善することである。この条約には 2 つの付録が含まれ、それは、関係国の協議に利するであろう、移動種のリストである。</p> <p>付録 I</p> <p>付録 I は、絶滅の危機にある種の、全て、又はそれらの種の中の重要な一部を網羅するリストであり、これらに対しては完全な保護が与えられる。関係国では、少数の例外を除き、これらの動物を取ることが禁止される。「取ること」には、狩猟、漁獲、捕獲、いやがらせ、意図的な殺害などが含まれる。付録 I に掲載された種の関係国は、それらの生息地を保護し、移動の妨げとなる要因を排除し、それらにとって危険となる他の要素を規制することを目指す。付録 I に掲載された種には、サハリン島に営巣するオジロワシとオオワシが含まれる。</p> <p>付録 II</p>		<p>サハリンエナジーは、移動種に関する仕様を含む生物多様性基準を適用し、維持している。</p> <p>ロシア連邦は、ボン条約に調印していない。とはいえ、その条約を通じて、関係者（Range State）との特定のプログラム、とりわけ、タンチョウの保護の理解のための覚書には参加している。</p> <p>ボン条約の付録 I には、サハリンで見られる、いくつかの鳥類種が列記されている（例えば、オジロワシ、オオワシ、サカツラガン、トモエガモ、カラフトアオアシシギ）し、一方、付録 II には、サハリンに定期的に存在する、または島に散発的に飛来する多くの渡り鳥種も含まれている。いくつかのクジラ目の種が、付録 I と付録 II に列記されているが、西洋コクジラは無い。</p> <p>サハリン 2 プロジェクト関連の活動の期間中、サハリンエナジーは、ボン条約の付録 I に含まれる 2 つの種類（オオワシとオジロワシ）に対し、保護・保全に関わる広範囲の活動を行った。これには、陸上プロジェクト範囲に生息する全ての鳥類種についてベースラインとなる情報を得るための多くの鳥類学的調査や、油流出対応計画の海岸感度地図に盛り込む目的で行われた、海岸のラグーン地帯の渡り鳥の生息確認などが含まれる。</p> <p>北東サハリンのウミワシの個体数の調査、モニタリングおよび保護のプログラム</p> <p>2003 年秋、サハリンエナジーは、北東サハリンの海ワシの個体数の調査、モニタリングおよび保護のための特別な 2 カ年プログラムを実施した。一つは、サハリンエナジープロジェクト範囲の周辺にある巣の位置を確認し監視し、建設期間中に利用できる適切な緩和手段を開発すること。</p> <p>運用フェーズにおけるプログラムの目的は、北東サハリンのプロジェクト範囲内でのオオワシおよびオジロワシの監視と保護</p>

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0259-00-E 付録 3	第 05 版	複写規制なし	ページ 2 / 6
-----	----------------------------------	--------	--------	-----------

国際基準およびガイドライン		談話
<p>付録Ⅱの種には、イルカ、アザラシ、オオカバマダラ、および、オジロワシ、オオワシ、ミズミナギドリ、アホウドリ、水鳥など、多くの種類の海鳥が含まれる。この条約は、付録Ⅱに掲載された種のリストに関する、2つの同意からなる。</p> <p>1. 移動種を利するための同意、特に全体の中で保護が不十分な種に対し。</p> <p>2. 定期的に国家間の境界を移動する種の個体数に関する同意、ただし、条約の定義上は必ずしも移動種とはいえない種に対し。</p> <p>7 回目の加盟国会議では、いくつかの巨大クジラを付録に追加することが承認され、6 回目の会議では条約の付録ⅠとⅡに、ミズミナギドリやさまざまな種類のチョウザメを含む 38 種を追加するよう提案され同意された。</p>		<p>である。</p> <p>その他の鳥類種の保護</p> <p>条約の付録ⅠとⅡおよび日ロ間渡り鳥条約に列記されている、その他の鳥類種に関して、およびサハリン2の活動の影響を受ける恐れのある種（ロシアとサハリン州のレッド・データ・ブックに記載されている）に関して、サハリンエナジーは、希少鳥類種の個体数保護を意図した、具体的な管理と緩和手段を開発した。これらの対策の中で最も重要なのは：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要な時期（営巣／繁殖シーズン）における妨害を最小化または回避すること。 ● 生態系を維持し、鳥類が利用する機能特性（繁殖、給餌、渡り、冬場の利用等のプロセスと構造等）を考慮し、生息環境をサポートすること。 <p>問題の一つは、建設工事の重要な時期を通じて、レッド・データ・ブック種や渡り鳥の個体によって利用されていることが知られている地域で、影響を受けるおそれのある範囲を最小化すること。ベースライン調査および初期の建設前モニタリングで得られたデータは、プロジェクトの影響が及ぶ範囲内にある、特に重要な場所（生息地等）の特定のために利用された。具体的な緩和手段が、EIA 手順の中で策定され、建設工事中、レッド・データ・ブック種および重要な渡り鳥の個体数に対する妨害の可能性を回避または最小化すべき地域で実施されている。</p> <p>サハリンエナジーの緩和手段の目的は、建設および運用フェーズ期間中、レッド・データ・ブック種と渡り鳥の生息地の構造と機能（生態系のプロセス等）をサポートする生態系のプロセスが維持されるようにすることである。運用フェーズのモニタリングの目的は、プロジェクトの潜在的な影響を識別し、必要に応じた適切な調整を行うことである。</p> <p>海洋哺乳類保護計画</p> <p>サハリンエナジーは海洋哺乳類保護計画を策定し維持している。</p>

国際基準およびガイドライン		談話
		<p>海洋哺乳類の保護は、サハリンの沖合石油ガス開発に関連して継続している（およそ 50 年）重要な問題である。</p> <p>特に、サハリン島の北東沿い、サハリンエナジーの石油ガス開発地点の近くに出現する西洋コクジラ（<i>Eshrichtius robustus</i>）の個体数は、ロシア連邦のレッド・データ・ブックで絶滅危惧種に分類され、そのためロシア連邦法によって保護されている。従って、サハリンエナジーは、法に則って、その活動がこの個体数に害を与えないようにしなければならない。</p> <p>この海洋哺乳類保護計画（MMPP）には、サハリンエナジーの海での活動に適用されるべき緩和手段と制限が定義されている。</p> <p>サハリンエナジー生物多様性活動計画</p> <p>サハリンエナジーは、一般的に脆弱だとみなされている地域、および IUCN の絶滅危惧種レッド・ブック、ロシア連邦とサハリン島のレッド・データ・ブックにある絶滅危惧種や絶滅の危機にひんしている種をサポートしている生息地のための生物多様性活動計画（BAP）を策定し維持している。BAP の構造と内容は、国際石油産業環境保全連盟（IPIECA）および国際石油・天然ガス生産者協会（OGP）ガイドラインに従っている。</p> <p>BAP はまた、希少な鳥類、クジラ類およびイトウの保護プログラムも含む。</p>



パート 2：ロシア連邦が批准し、サハリン 2 プロジェクトに適用可能とみなされる国際条約・合意の一覧

条約	日付
生息地、生物多様性および遺産	
<i>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、ワシントン条約 (CITES)</i> 総則：取引のライセンス供与；保護種の個体数状態の調査；国の規制機関ネットワークの構築；取締機関、税関、非政府組織および個人の連携；条約要件実施の調整；種の分類；訓練開発のルール。	ワシントン、 1973
<i>世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約</i> 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の総則：文化遺産及び自然遺産の同定と次世代のための保護に対する責任；開発プログラムに遺産保護を組み込む；科学的小および技術的研究；個体数の管理と財政的保護、調査と要員訓練のサポート、装備の準備、融資と助成金の準備に必要な合法的、科学的な行動をおこす。	パリ、1972
<i>国連生物多様性条約</i> 総則：生物多様性の保護、その構成物の持続的利用、発生した資源利益の公正平等な分配。	リオデジャネイロ、1992
<i>国際捕鯨取締条約</i> 総則：次世代のための、天然資源であるクジラ類の群れの保護。	ワシントン、 1946
<i>北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約</i> 総則：北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のサポートのための効果的な国際協力機構の構築	モスクワ、 1992
<i>特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約</i> 総則：国際的に重要な湿地のリストに加えるための自国内の湿地の探査；移動する水鳥の保護、管理および理性的な利用のための国際的責任の決定；湿地保護区の設定；情報交換、個人向け湿地管理訓練、情報の収集と配信。	1971
<i>国際植物防疫条約</i> 総則：植物の病気や害虫が入り込み、および拡散するのを防ぐための予防と規制の補助のための協力と有効な活動の実施。	ローマ、1951
その他	
<i>産業事故の国境を越えた影響に関する条約</i> 総則：産業事故回復手段、事故後の活発な国際協力のサポートを目的とする、緊急事態の予防と、緊急時対応を維持するのに必要な行動を起こすこと。	ヘルシンキ、 1992
二国間合意	
<i>日ロ間渡り鳥条約</i> ソビエト連邦政府と日本との間で締結されたこの条約（1973 年以来）は、日本とロシアの間を移動する、鳥類種の保護と個体数の保護のための共同政策を開発することに関わるものである。要約すれば、条約には次の点が含まれ、網羅されている： 条項 1：この条約において「渡り鳥」とは、a) 二国間を周回または同様の手段で移動す	1973



<p>るのが観察される鳥類、および b) 両国に存在する亜種およびタイプ。</p> <p>条項 II：渡り鳥の捕獲および移動の妨害や卵の採集は禁止され、条約に記載されている種の卵や製品の一部を販売、購入、交換することも禁止される。次の場合は、それぞれの締結国の法律および指令に基づき、禁止の例外を設定できる：a) 科学的目的、条約の目的に反しない繁殖プログラム、および b) 人間の生命や財産の保護を目的とする場合、c) 許可された地域内における狩猟シーズン。</p> <p>条項 III：契約締結国は、潜在的危機に瀕している鳥類の種と亜種に同意し、条約を適用し、それらの鳥類の保護を目的に実施される手段について、相互に通知する。</p> <p>条項 IV：契約締結国は、渡り鳥および、それらの消滅の恐れに関連する研究のデータと出版物を交換する。両国はまた、渡り鳥に関する共同研究の実施に寄与する。</p> <p>条項 V：各条約締結国は、渡り鳥、絶滅の恐れのある鳥類およびそれらの生息地の管理と保護を目的とする保護区および他の体系を創出するよう努力する。</p> <p>条項 VI：各条約締結国は、条項 II、III に従い、鳥類の生息地を維持し改善するための適切な手段を講じる。特に、両国は、a) 渡り鳥とそれらの環境に対する潜在的な脅威と被害を検知するためのモニタリング手法の開発、b) 渡り鳥の個体数の維持に潜在的な脅威となりうると認識されているような、動物や植物の導入を規制するために必要な手段を講じるよう努力する、c) 地域や島などにおける、既存の生態学的平衡を動揺させたり破壊したりするものを持ち込むのを規制するために必要な手段を講じるよう努力する。</p> <p>この条約は、国家目標を達成するために両国間で協議することも可能とする。</p> <p>サハリンエナジーの手段についての記述は、上記のパート 1 を参照。</p>	
--	--

パート 3 – 付加的要件

- IFC(国際金融公社)のパフォーマンス基準 6、2012 年 1 月
 - 制限：サハリンエナジーは、「ノー・ネット・ロス（少しも減少させない、no net loss）」および「純益（net gain）」の概念を適用するためのメカニズムは、国際的に十分に策定・確立されていないと指摘している。サハリンエナジーが解釈する「純益」の概念は、生物多様性を保護・保存する付加的な保護の成果であり、プロジェクトの影響に関連し、絶滅危機種または重要な生息地の科学的理解を増やすモニタリングプログラムのようなものだ。
- IFC 環境・健康・安全ガイドライン。陸上石油ガス開発、2007 年 4 月
- IFC 環境・健康・安全ガイドライン。LNG 施設、2007 年 4 月
- 2006 年 11 月 20 日付け地方議会規則 2006/105/EC で変更された、自然生息地の条約および野生動植物に関する EC 理事会指令 92/43/EEC (1992)
- 2003 年 4 月 14 日付け地方議会規則 No.807/2003 で変更された、魚の生態をサポートするための、淡水需要保護または改善に関する、1978 年 7 月 18 日の EC 理事会指令 78/659/EEC
- ヨーロッパ議会 2008/102/EC および 2008 年 11 月 19 日地方議会の指令による、野生鳥類の保護に関する、1979 年 4 月 2 日の EC 理事会指令 79/409/EEC
- 国際石油産業環境保全連盟（IPIECA）と国際石油ガス生産者協会（OGP）のガイドラインに則った生物多様性活動計画が準備されなければならない。
- ロイヤル・ダッチ・シェル生物多様性マニュアル